

図書館のコーナー

宮古島市立平良図書館 ☎ 72-2235
宮古島市立城辺図書館 ☎ 77-8813

【平良図書館のおおきめ新刊案内】



飲酒運転追放マニュアル
(田中伸明 法務監)
仮眠、シャワー、サウナ、コーヒー……。それくらいじゃ、酔いは醒めない! あなたの勘違いを正す、飲酒の常識・非常識。飲む前に読む! 正しく楽しいお酒の付き合い方がわかる一冊。



知っておきたい子どもの目のケア
(宮永嘉隆監著, 勝海修ほか著)
子どもたちの目の成長を守るためにどんなことに注意すべきか分かりやすく知ってもらおうと、屈折異常、感染症、まぶたの病気、ロービジョンケアなどについて、5人の眼科医達がそれぞれの専門の立場から解説する。



部活動レベルアップガイド 吹奏楽部
(中野 智美)
楽器の知識や活動内容、練習のコツ、コンクールの概要など、入る前も入ってから役立つ情報を集めました。お金がかかる、女子が多くて友だちどうしのトラブルが多いなど、吹奏楽部ならではの悩みにこたえます。



語り伝える沖縄 1・2・3
(安斎 育郎)
沖縄は昔、アジア諸国との交易で豊かに栄える平和的な独立国家「琉球王国」だった。最後のとりでとして地上戦闘に巻き込まれ、県民の4人に1人が命を失った、悲惨な沖縄戦までの道のりをたどる。

平良図書館 & 城辺図書館 4月の休館日

- 定期休館日(毎週月曜日) 2日・9日・16日・23日・30日
- 館内整理日(毎月第3木曜日) 19日(木)
- 公休日 29日(昭和の日)

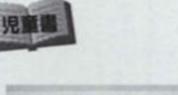
【城辺図書館のおおきめ新刊案内】



14歳 (千原 ジュニア)
ある14歳の少年の物語。幻の自伝的小説。人生最悪の14歳、引きこもり少年は“自分探し”の旅に出た。



ひとり日和 (青山 七恵)
東京で暮らせるのであれば、なんだったよ。20歳の知寿が居候することになった遠い親戚の71歳の吟子さんの家。ふたりが暮らした春夏秋冬をとおして、ヒロインの自立をしなやかに描く。



コロちゃんのランドセルだいすき
(宮本 えつよし)
おじいちゃんに、ピカピカのランドセルを買ってもらったコロちゃん。夢の中でランドセルマンにへんし〜ん! どんな活躍をするのかな? 1年生になる嬉しさとランドセルを持つ喜びを描いた、男の子のためのランドセル絵本。



きゅうしょくかいじゅうモグモグ
(小栗 理香子)
きゅうしょくがきらいな、ゆうくん。でも、きょうからだいじょうぶ。だって、なんでも食べてくれるモグモグっていう、ともだちができたんだもん。

移動図書館「みらい号」からのお知らせ

大人気の「かいけつゾロリ」シリーズや歴史、科学、スポーツなど、新しい本がたくさんふえました! どれも楽しい本ばかり。ぜひ読んでみてくださいね!

図書館からのお知らせ

○4月の行事予定
【平良館】 子どもシアター (4月28日 13:00) / おはなし玉手箱 (毎週土曜日 15:00)



6

住民と行政の協働による自立したまちづくり

- ◇ 行財政改革の推進のための組織体制の強化を全庁体制で取り組む
- ◇ 「集中改革プラン」の状況の随時検証・公表と、行政評価システム導入や職員研修強化で効率的な市政運営と質の高い行政サービスを提供
- ◇ 自主財源に乏しく、生活保護費や児童手当、医療費の大幅増加という厳しい財政状況の解決策の一つとして、歳出の抑制や市税等の徴収率向上による自主財源の確保に努め、徹底した財政改革に取り組む
- ◇ 滞納整理業務の推進のため、市税等滞納管理システム整備事業を実施
- ◇ 初年度となる「男女共同参画計画」の市民への浸透と気運の醸成を図るため、積極的な出前講座を実施
- ◇ 十六年に開催された「下地島空港の軍事利用に反対する宮古島郡民総決起大会」における「下地島空港の軍事利用反対決議」並びに旧伊良部町議会での「自衛隊誘致決議白紙撤回」を踏まえ平和利用を促進
- ◇ 戦争の悲惨さを風化させることなく次世代に伝え、平和について考える場として、戦争資料展、有識者による平和講演会等を開催

おわりに

新年度は、市の本格的な土台づくりを進めるうえで最も大切なステップの年であり、市民の皆様からの協力的な協力のもと、将来を的確に見据えた「島のすみずみまで豊かさ」と活力を感じるまちづくりへ向け、職員共々全力を傾注していく所存であります。

最後になりましたが、議員各位並びに市民の皆様の一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、私の市政運営方針と致します。

平成十九年三月五日 宮古島市長 伊志嶺 亮

税

宮古島市納税課 ☎ 73-5229

休日納税相談を実施します

納税課では、普段お仕事などの都合により窓口へ来られない方の為に下記の日程で納税相談を行います。お気軽にご利用下さい。

- ◎期日：4月1日(日)、4月15日(日)
- ◎時間：9:00～16:30
- ◎場所：宮古島市役所平良庁舎1階 納税課

財

宮古島市財政課 ☎ 72-3751

財政状況等の閲覧ができます

平成17年度の宮古島市決算状況等が市役所のホームページで閲覧できるようになりました。一般会計や特別会計、その他宮古島市が関係する団体等の決算状況が確認できます。

◎ホームページアドレス：
<http://www.city.miyakojima.lg.jp>

保健センターが統合されます

障害者自立支援法や医療制度改革における特定健診・保健指導等における専門職の有効活用のために職員の配置や業務を集約して行うことになりました。業務の内容は以下の通りです。

- 【下地保健センター(健康づくり事業)】 TEL: 74-7171
主な業務：住民健診、成人の健康相談、各種健康教室
スタッフ：保健師、看護師、栄養士、運動指導士
- 【平良保健センター(母子事業)】 TEL: 73-4576
主な業務：乳幼児健診、予防接種、母子手帳交付、母親学級
スタッフ：保健師、助産師、栄養士、臨床心理士

※住民・乳幼児健診、健康相談等は従来通り各地区の保健センターで行います。また、母子手帳の交付は平良保健センターのほか、下地保健センター、市役所城辺庁舎で行います。

こんにちわ赤ちゃん事業がスタート

4月から「こんにちわ赤ちゃん事業」が実施されます。この事業は、生後0～4か月の乳児がいるすべての家庭を保健師、助産師、母子保健推進員等が訪問し、育児相談や子育て支援の情報提供等を行うものです。子育ての悩み等、お気軽にご相談下さい。

上野地区の乳幼児医療費助成の対象年齢が変更

4月から上野地区における乳幼児医療費助成の対象年齢が通院・入院ともに『小学校卒業』から『幼稚園卒業』に変更になります。他の地区の変更はありません。

詳しくは 宮古島市健康増進課 ☎ 77-7595

国保年金課だより

国保加入の皆様へ「入院前の申請」を忘れずに!

◎ 国保加入者(70歳未満の方)の高額医療費の現物給付化について

4月から、医療費が高額になった場合、その費用の軽減を図るために入院時の窓口支払いが負担限度額までになります。

これからは入院の際には、「限度額適用認定証」の提示が必要になります。入院前に国保の窓口で必ず認定証の申請をして下さい。ただし、限度額適用認定証の発行には、平成18年度以前の国保税に未納がない優良納付者であることが条件です。
※申請には 国民健康保険被保険者証と認印 が必要です

◆ 自己負担限度額 (単位:円)

所得区分	3回目まで	4回目以降
一般	80,100 + (医療費 - 267,000) × 1%	44,400
上位所得者	150,000 + (医療費 - 500,000) × 1%	83,400
住民税非課税世帯	35,400	24,600

同一世帯で国保加入者の転出入があった場合は、必ず国保に届け出て、認定証の再申請をして下さい。届け出なしに故意に使用を継続した場合は適用認定が取り消しになる場合もあります。

注意! 「標準負担額減額認定証(黄色)」をお持ちの方へ

現在お持ちの認定証だけでは、限度額適用になりません。入院の前に必ず切り替えて下さい。

出産育児一時金の受取代理制度を導入

◎ 平成19年4月1日より受付開始

出産育児一時金を直接医療機関へ振り込む受け取り代理制度を導入します。この制度を利用すると、出産費用の請求額に対して出産育児一時金の支給額を限度として、医療機関等へ国保から直接振り込むことができます。

制度を利用するには、事前の申請が必要です。

◆ 制度利用のための条件

- ① 出産予定者が、宮古島市国民健康保険の被保険者であること
- ② 出産予定日まで1ヵ月以内であること
- ③ 受け取り代理について医療機関等から同意を得られること

◆ 申請に必要な書類

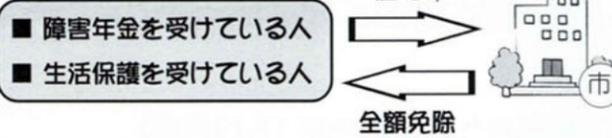
- ① 国民健康保険被保険者証
- ② 母子手帳
- ③ 出産予定日を証明する書類(コピー可)

申込 / お問合せは最寄りの庁舎窓口へ

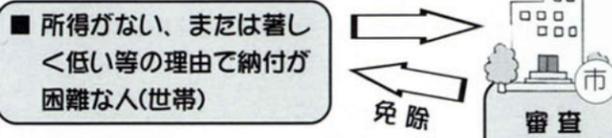
- ◎ 宮古島市国民健康保険課 ☎77-7590
- ◎ 平良支所 市民生活班 ☎73-5274
- ◎ 下地支所 市民生活班 ☎76-3020
- ◎ 上野支所 市民生活班 ☎76-2482
- ◎ 伊良部総合庁舎 福祉保健課 ☎78-6252

宮古島市 市民生活課 ☎72-3751(内線160)

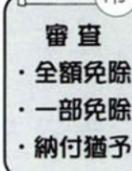
法定免除



申請免除



- 免除の種類
- 【一部免除】
・4分の3・半額・4分の1
 - 【納付猶予】
・学制納付特例・若年者納付猶予



所得の申告をしていない方は、免除が承認されませんので注意して下さい。

生活保護の平成19年度における母子加算の見直しについて

1. 母子加算の見直しについての基本的な考え方

母子加算については、平成15年度～16年度にかけて「社会保障審議生活保護制度の在り方に関する検討委員会」で検討がなされ、全国消費実態調査による一般母子世帯の消費水準との比較検証を行った結果、母子加算を含めた生活扶助基準は中位の所得の母子世帯の消費水準と比較しても高く、加算は必ずしも必要ではないものとされました。

このため、平成19年度においては、自立母子世帯との公平性の確保及び生活保護を受給する母子世帯の自立を推進する観点から、就労する母子世帯等に対して自立支援を目的とした給付を創設するとともに、現行の母子加算を段階的に廃止することとしています。

2. ひとり親世帯就労促進費(仮称)の創設

ひとり親世帯の自立支援を目的として、18歳以下の子どもを養育しつつ、就労、職業訓練、自立支援プログラムへの参加を行うひとり親世帯を対象とした給付を創設します。ひとり親世帯の定義については、現行の母子家庭加算と同様の予定ですが、就労及び職業訓練等の範囲等の詳細については検討中です。



3. 母子加算の段階的廃止

15歳以下の子どもを養育するひとり親世帯については、当該世帯の生活水準が急激に低下することのないように配慮し、平成19年度から3年かけて段階的に廃止します。

なお、16～18歳の子どもを養育するひとり親世帯については、平成17年度から3年かけて段階的に廃止しており、平成19年度に全廃となります。

【15歳以下を養育する場合】 ※宮古島市は3級地-1 単位:円

	1人		2人の場合に 加える額		3人以上で1人増 すごとに加える額	
	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
在宅 3級地	20,020	13,350	1,610	1,070	800	530
入所・入院	19,380	12,920	1,560	1,040	770	510

【16～18歳を養育する場合】 ※宮古島市は3級地-1 単位:円

	1人		2人の場合に 加える額		3人以上で1人増 すごとに加える額	
	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
在宅 3級地	6,670	0	540	0	270	0
入所・入院	6,460	0	520	0	260	0

4. ひとり親世帯就労促進費(仮称)と見直し後の母子加算額との調整

両方の額を比較して、高い方の額を給付します。

- ① 16～18歳の子どもを養育する場合
就労している世帯 … 月額 10,000円
職業訓練等に参加している世帯 … 月額 5,000円
- ② 15歳以下の子どもを養育する場合 … 月額 13,350円
※平成19年度においては見直し後の母子加算が適用されます

お問合せは 宮古島市生活福祉課(城辺庁舎) ☎77-4901



MIYAKOJIMA CITY INFORMATION

ふれあい福祉相談室より 4月の日程をお知らせします

- 無料暮らしの相談(法律)
10日(火)・24日(火)
【午後1時30分～午後4時30分】
- 総合相談(教育を含む)
2日(月)・5日(木)・9日(月)・12日(木)・
16日(月)・19日(木)・23日(月)・26日(木)
【午前10時～午後4時】

相談場所は、
宮古島市社会福祉協議会平良支所です

☎73-0892

平成19年度巡回相談
障害者地域生活支援センター

さぼーと 4月28日(土)

※ 教育相談も随時受けられます。
時間: 午前9時～午後4時
場所: ゆいみなあ(市働く女性の会)
☎74-3719

「無料人権・法務 なんでも相談所」開設

近隣とのトラブル、家庭内のもめごと、いじめ・体罰に関する問題、離婚、扶養、相続、遺言、借地借家等の相談に応じています。相談は無料で、難しい手続きもなく、秘密は固く守られます。

■ 4月17日(火) 13:30～16:00
場所: 平良庁舎1階 市民相談室

■ 4月18日(水) 14:00～16:00
場所: 伊良部離島振興総合センター

女性のための相談窓口 「女性相談室」開設

女性相談室は家族・離婚問題・生活苦・夫からの暴力などを一人で悩んでいるあなたのための相談室です。女性相談員が電話や面談による相談で、あなたと一緒に問題の解決方法を考えます。費用は無料で、秘密は固く守られます。

■ 毎週 月・水・木 9:00～17:00
場所: 市役所城辺庁舎 女性相談室

地域別ごみ収集日程

ごみはきちんと分別しましょう

※ は資源ごみの日です

粗大ごみ・有害ごみ収集日程

- ・ 月 (平良A1・B1、伊良部、仲地)
- ・ 火 (平良A2・B2、城辺A2、国仲、サシバの里、下地A)
- ・ 水 (平良A3・B3、城辺B1、長浜、佐和田、下地B)
- ・ 木 (平良A4・B4、城辺A1、池間添、上野A)
- ・ 金 (平良A5・B5、城辺B2、前里添、上野B)

地区	自治会	月	火	水	木	金	土
平良A	A1 南西里1区、南西里2区(一部)、北西里、漲水(一部)、神屋、根間	燃やせるごみ	ピンカン 金物 危険ごみ	燃やせるごみ 剪定枝葉	ペットボトル 発泡トレイ ・スチロール 廃食油	燃やせるごみ	新聞雑誌 段ボール 牛乳パック
	A2 大三俵1・2区、上角、下屋(一部)、前比屋、出口、羽立(一部)、栄(一部)						
	A3 東、栄(一部)、大原1・2区、富名腰1区(一部)						
	A4 大原1・2区(一部)、腰原1・2区、富名腰1・2区(一部)						
	A5 大三俵3区、大原3区、馬場、久貝、松原、南西里2区(一部)						
平良B	B1 西原、大浦、島尻、大神、狩俣、池前、南静園	ピンカン 金物 危険ごみ	燃やせるごみ	ペットボトル 発泡トレイ ・スチロール 廃食油	燃やせるごみ 剪定枝葉	新聞雑誌 段ボール 牛乳パック	燃やせるごみ
	B2 羽立(一部)、旭、東川根1区、高阿良、保里2区(一部)、下屋(一部)、仲屋(一部)						
	B3 七原、地盛、山中、野原越、盛加、細竹、宮原、高野、添道、福山						
	B4 東川根2・3・4区、栄(一部)、富名腰2区(一部)						
	B5 漲水(一部)、仲屋(一部)、仲保屋、保里1区、保里2区(一部)、荷川取、下崎、成川						
城辺A	A1 保良、七又、吉野、加治道、皆福、福東、福中	燃やせるごみ 剪定枝葉	ピンカン 金物 危険ごみ	燃やせるごみ	ペットボトル 発泡トレイ ・スチロール 廃食油	燃やせるごみ	新聞雑誌 段ボール 牛乳パック
	A2 比嘉、長北、長中、長南、吉田、西西、西中						
城辺B	B1 福西、福北、福南、西東、仲原、新城	剪定枝葉 ピンカン 金物 危険ごみ	燃やせるごみ	ペットボトル 発泡トレイ ・スチロール 廃食油	燃やせるごみ	新聞雑誌 段ボール 牛乳パック	燃やせるごみ
	B2 下北、下南、砂川、友利						
伊良部A	伊良部、仲地、国仲、長浜、佐和田、サシバの里	燃やせるごみ	剪定枝葉 ピンカン 金物 危険ごみ	燃やせるごみ	ペットボトル 発泡トレイ ・スチロール 廃食油	燃やせるごみ	新聞雑誌 段ボール 牛乳パック
伊良部B	池間添、前里添	ピンカン 金物 危険ごみ	燃やせるごみ 剪定枝葉	燃やせるごみ	ペットボトル 発泡トレイ ・スチロール 廃食油	燃やせるごみ	新聞雑誌 段ボール 牛乳パック
下地A	与那覇、上地、洲鎌、来間	燃やせるごみ	ピンカン 金物 危険ごみ	燃やせるごみ	ペットボトル 発泡トレイ ・スチロール 廃食油	燃やせるごみ 剪定枝葉	新聞雑誌 段ボール 牛乳パック
下地B	入江、嘉手苅、高千穂、川満	ピンカン 金物 危険ごみ	燃やせるごみ	燃やせるごみ	ペットボトル 発泡トレイ ・スチロール 廃食油	剪定枝葉 新聞雑誌 段ボール 牛乳パック	燃やせるごみ
上野A	上野、名加山、宮国、大嶺	燃やせるごみ	剪定枝葉 ピンカン 金物 危険ごみ	燃やせるごみ	ペットボトル 発泡トレイ ・スチロール 廃食油	燃やせるごみ	新聞雑誌 段ボール 牛乳パック
上野B	新里、高田、豊原、野原、千代田	ピンカン 金物 危険ごみ	燃やせるごみ 剪定枝葉	燃やせるごみ	ペットボトル 発泡トレイ ・スチロール 廃食油	新聞雑誌 段ボール 牛乳パック	燃やせるごみ

4月2日からのごみの分別・収集が一部変更になります

変更点1 資源ごみの種類が増えます

- ① せん定枝葉 ⇒ たい肥にします
今までは燃やせるごみとして収集していたせん定枝葉を、資源ごみとして収集します。
- ② 廃食油 ⇒ ディーゼル車の燃料(バイオディーゼル)にします
使い終わったてんぷら油を資源ごみとして収集します。
- ③ 発泡トレイ・スチロール ⇒ 文房具やプリンター、日用雑貨の材料にします
今までは燃やせるごみとして収集していた発泡スチロールを、資源ごみとして収集します。



変更点2 城辺・上野・下地地区の資源ごみの収集が変わります

今まで週1回、1・3・5で分かれていた資源ごみの収集が、毎週各1回の収集になります。



変更点3 平良地区の粗大ごみの収集が変わります

今まで毎月1・3・5のみだった粗大ごみの収集が、毎週1回の収集になります。

ごみの不法投棄・野焼きはやめましょう

不法投棄とは… 原野、山林、空き地、道路等に不法にごみを捨てる行為のことで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条により禁止されています。違反した場合には、厳しい懲役や罰金が設けられています。

野焼きとは… 地面へ穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却や簡易焼却炉による焼却行為を言い、原則的に法律で禁止されています。野焼きでは、通常焼却温度が200～300度程度にしかならないため、ごみの内容によってはダイオキシン等有害物質の発生原因になります。

自分の土地は自分で守る！ 不法投棄の対策をしましょう

個人の土地に不法投棄が行われ、廃棄者が判明しない場合は、土地の所有者・管理者がごみの撤去を行わなければなりません。土地の所有者・管理者は、自分の土地の不法投棄が行われないように適正に管理して下さい。不法投棄対策としては、雑草を刈り取り常に清潔を保ち、冊や看板を立て周囲に警戒をうながし、出来るだけ頻繁に見回りをするなどが効果的です。

— 不法投棄・野焼きの罰則 —
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条
 5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併用する。法人にあっては1億円以下の罰金刑

不法投棄・野焼きを見つけたら…
 宮古島市環境保全課 ☎75-5339
 伊良部総合支所環境保全係 ☎78-6252
 宮古福祉保健所 ☎72-3501
 宮古島市警察署 ☎72-0110

手話奉仕員養成講座(入門課程) 受講者募集

相手の簡単な手話が理解でき、手話で挨拶、自己紹介程度の会話ができることを目標に開催します。
 期日：平成19年4月12日～8月30日(全20回)
 毎週木曜日 午後2時～4時
 場所：宮古島市中央公民館
 対象：手話の学習経験がない、又は1年未満の者
 定員：20名
 費用：テキスト代金実費負担(1,200円)
 詳しくは 宮古島市障がい福祉課 TEL:77-4900 FAX:77-2524

平成19年度 狂犬病予防注射日程(4月)

4月28日(土) 担当：宮里獣医師
 【場所】平良庁舎東駐車場 9:00～11:30、13:00～16:00
 【区域】南西1・2区、神屋、大三俵1・2・3区、前比屋、上角、大原1・2・3区、漲水、北西里、根間、下屋、羽立、出口、腰原1・2区、富名腰1・2区
 4月29日(日) 担当：赤嶺獣医師
 【場所】①野原越公民館/9:00～10:00
 ②西原公民館/10:30～11:30
 【区域】①七原、地盛、山中、野原越、細竹、宮原、高野
 ②成川、下崎、福山、西原、大浦
 お問合せ 宮古島市環境保全課 ☎75-5339



広がる音色にうっとり

3月9日、第1回宮古島市市民総合文化祭芸術劇場「春をまねくオカリナコンサート」(主催・宮古島市文化協会、同市、同市教育委員会)がマティダ市民劇場で開かれました。

オカリナ奏者の仲里尚英さんとシンセサイザー奏者の国吉政淳さんによる美しい音色が会場いっぱいになり、来場した多くの市民がうっとり聞き入っていました。



ヒヤサッサ〜

2月25日、平成18年度上野地区芸能祭(主催:上野地区芸能祭実行委員会・市教育委員会)が上野改善センターで行われました。今年が初開催となるこの芸能祭は、多くの市民が地域伝統文化の継承・発展に寄与し、新たな伝統となる芸能を生み出す事を目的に開催されたものです。

会場には、大勢の家族連れが訪れて、子ども達の歌や踊りなどの伝統芸能を楽しんでいました。



ゴールまで自分のペースで

2月25日、第8回口マン海道伊良部島マラソン(主催:いらぶ観光協会)が平成の森公園を発着点とするコースで行われました。この日は、朝から雨のあいにくの空模様でしたが、島内外から767人がエントリーし、765人が完走。

参加者らは降りしきる雨にも負けずに力走り、ゴール後に授与された完走メダルに笑顔を見せていました。



宮古島の人口

(3月1日現在)

※()は先月比。

宮古島市の人口 55,916 (+ 4)
 平良 35,758 (- 29)
 城辺 7,332 (+ 15)
 上野 3,219 (+ 11)
 下地 3,314 (+ 4)
 伊良部 6,293 (+ 3)

男性 27,879 (+ 22)
 女性 28,037 (- 18)
 世帯数 22,973 (+ 4)

(2月の人口動態)

転入 135 出生 49
 転出 146 死亡 34

元気なBABY



みさき

下地 美沙希ちゃん

2006年4月29日生まれ・伊良部

4月22日(日)は参議院沖縄県選出議員補欠選挙日

投票所の場所と開閉時刻は下記の通りです。

投票区名	投票所	時間	投票区名	投票所	時間
第1投票所	平良第1小学校体育館	午前7時 ～午後7時	第12投票所	大神離島振興センター	午前9時～午後4時
第2投票所	南小学校体育館		第13投票所	宮古南静園公会堂	
第3投票所	宮古島市役所一階ロビー		第14投票所	城辺農村環境改善センター	午前7時 ～午後6時
第4投票所	東小学校体育館		第15投票所	西城小学校体育館	
第5投票所	久松地区公民館	第16投票所	砂川中学校体育館		
第6投票所	鏡原中学校体育館	第17投票所	福嶺小学校体育館		
第7投票所	宮原地区農村総合管理施設	第18投票所	女性若者等活動促進施設		
第8投票所	西原地区公民館	第19投票所	前里添多目的共同利用施設		
第9投票所	島尻地区農村総合管理センター	第20投票所	宮古島市下地支所1階会議室		
第10投票所	狩俣集落センター	第21投票所	来間島離島振興センター		
第11投票所	池間公民館	第22投票所	上野農村環境改善センター		

【第1期日前投票所】

日時: 4月6日～4月21日(午前8時30分～午後8時)
 場所: 市役所平良庁舎1階ロビー

【第2期日前投票所】

日時: 4月6日～4月20日(午前8時30分～午後5時)
 場所: 伊良部総合支所地下1階会議室

●広報みやこは、一部あたりのページで作られています。